

秋選管告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成30年9月11日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

選挙区別

秋田市	88,824
能代市山本郡	23,936
横手市	26,296
大館市	21,202
男鹿市	8,462
湯沢市雄勝郡	18,625
鹿角市鹿角郡	10,604
由利本荘市	22,486
潟上市	9,510
大仙市仙北郡	29,694
北秋田市北秋田郡	10,321
にかほ市	7,194
仙北市	7,725
南秋田郡	6,922